



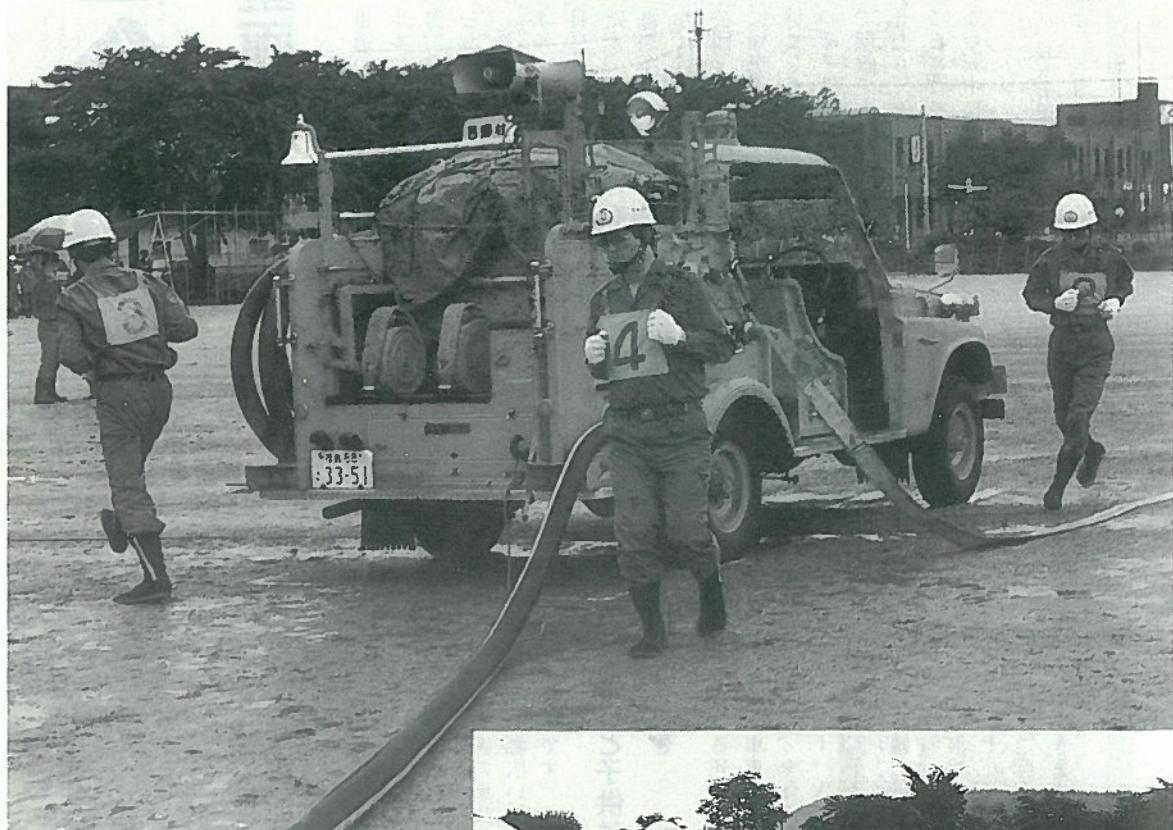
にしごう

広報にしごう第212号
昭和63年8月1日

VOL. 8

■人口のうごき 人口15,454人(+45) 男7,809人(+22) 女7,645人(+23) 世帯数3,777戸(+16) 7月1日現在()は対前月比

キビキビした動作の中で……



おもな内容

西二中の生徒が壁画	P 2
通学自転車を総点検	3
第2回虫歯のない子表彰式	4
健康アラカルト	5
国民年金	6~7
おしらせ	8

写真：熊倉小校庭で行われた西郷村消防ボンブ操法大会から



▲壁画の制作にあたる西二中の生徒ら

西二中の生徒が壁画

おどぎの国へご招待!

意外に多い家庭での事故死

一年間に約六千三百人

自動車事故や階段からの墜落、浴槽内での溺死など、不慮の事

故によって亡くなる人は、昭和六十一年の一年間に全国で約二万九千人も上っています。

これは、日本人の死因の第一位から三位までが成人病——ガン、心臓病、脳血管疾患——であるのに比べ、不慮の事故は幼年から老年までの幅広い層に及んでいるのが特徴です。

す。

また、五歳未満の幼児の死

亡も全体の一割を超えており、家庭での不慮の事故による死者の大半が高齢者と幼い子供であることが分かります。

また、事故を種類別みると、

つまずきやスリップによる転倒、階段などからの墜落、幼児・お



位置図

これは、日本人の死因の第一位から三位までが成人病——ガン、心臓病、脳血管疾患——であるのに比べ、不慮の事故は幼年から老年までの幅広い層に及んでいるのが特徴です。

これは、日本人の死因の第一位から三位までが成人病——ガン、心臓病、脳血管疾患——であるのに比べ、不慮の事故は幼年から老年までの幅広い層に及んでいるのが特徴です。

これは、日本人の死因の第一位から三位までが成人病——ガン、心臓病、脳血管疾患——であるのに比べ、不慮の事故は幼年から老年までの幅広い層に及んでいるのが特徴です。

これは、日本人の死因の第一位から三位までが成人病——ガン、心臓病、脳血管疾患——であるのに比べ、不慮の事故は幼年から老年までの幅広い層に及んでいるのが特徴です。

◆お年寄りと子供は特に注意を

不慮の事故による死者のうち

最も多いのは自動車事故で、約

一万二千四百人と、全体の半数

近くを占めています。次いで高

齢の事故が起る傾向があります。

こうした不慮の事故が起る場所はさまざまですが、家庭で

の死者数が約六千二百人と意外

に多いのが目を引きます。交通事故を除いた事故による死者の

約四割が、ふだん最も安全とさ



(注)記事中の数字は厚生省「人口動態統計」による。
(参考)七月一日は「国民安全の日」です。

歩道トンネルが壁画に早変わり——。西郷二中（角田敏文校長・生徒数二百九十二名）では、六月二十四、九の両日、小田倉字原中地内を走る東上縦貫自動

歩道トンネルが壁画に早変わり——。西郷二中（角田敏文校長・生徒数二百九十二名）では、六月二十四、九の両日、小田倉字原中地内を走る東上縦貫自動

歩道トンネルが壁画に早変わり——。西郷二中（角田敏文校長・生徒数二百九十二名）では、六月二十四、九の両日、小田倉字原中地内を走る東上縦貫自動

歩道トンネルが壁画に早変わり——。西郷二中（角田敏文校長・生徒数二百九十二名）では、六月二十四、九の両日、小田倉字原中地内を走る東上縦貫自動

歩道トンネルが壁画に早変わり——。西郷二中（角田敏文校長・生徒数二百九十二名）では、六月二十四、九の両日、小田倉字原中地内を走る東上縦貫自動

歩道トンネルが壁画に早変わり——。西郷二中（角田敏文校長・生徒数二百九十二名）では、六月二十四、九の両日、小田倉字原中地内を走る東上縦貫自動

歩道トンネルが壁画に早変わり——。西郷二中（角田敏文校長・生徒数二百九十二名）では、六月二十四、九の両日、小田倉字原中地内を走る東上縦貫自動

歩道トンネルが壁画に早変わり——。西郷二中（角田敏文校長・生徒数二百九十二名）では、六月二十四、九の両日、小田倉字原中地内を走る東上縦貫自動



▲雨の中での植栽(原中の交通安全観音前)

共同作業で

花の植栽や清掃

さざなみ学園＆村ボランティア学級生ら
去る六月二十六日、社会福祉法人清峰会さざなみ学園生と村婦人ボランティア学級生、小田倉婦人会員の協力で、「住み良い村づくり、美しい環境をつくろう」と花の植栽や村内清掃作業を行いました。

これは、「さざなみ学園」(大清水)の園生らと共同作業をすることによって、地元の人々と交流を持ち、更に障害者に対し、理解の輪を広げようと、いふことから、今回、初めての試みで開かれました。

当日は、あいにく小雨が降る中を園生、学級生ら約百八十名は三班に分かれ、同学園で栽培したサルビア千六百株、マリーゴールド二百株を国道四号線沿の車両検測所前、原中の交通安

全觀音前、JR新白河駅高原口の花壇に植えました。

また、生い茂った雑草やゴミ拾いも併せて行われ、花壇内は美しい環境になりました。

このあと、午後から村文化セ

合十一台の、「ブレーキのきき具合」、「ハンドルのブレ」、「ライトの点灯状態」、「タイヤの空気圧」など、自転車一台一台を細かく点検し、修理の出来るものについては、その場で調節

ます。

また、同日地域内に建てられて

いるカーブミラー(九十基)を、歩行者や対向車などが良く見えるように」と、洗剤などを使い、布きれいにふき取る作業でも併せて行われました。

今回の自転車総点検は、同分会活動の一環として昨年から展開されています。

ンターにおいて園生らとボランティア学級生の交流の集いが行われ、食事会やフォークダンスなどを楽しみ、交流を一層深めました。

この事業は、今後も継続したいと双方で張り切っています。

通学用自転車を総点検



◎領収書や契約書と印紙税
私たちが毎日の生活のなかで、かく作つたりもらつたりする文書の細なには、領収書や売買契約書などのように、印紙税がかかるものがあります。

1台の印紙税は、印紙税がかかる文書を作った人が、その文書に定められた額の収入印紙を貼り、

契約書などには、忘れずに收入印紙を貼りましょう。

詳しくは、最寄りの税務相談室や税務署(二二一七一一)にお尋ねください。



税の知識



六月四日の「むし歯予防デー」にちなんだ、今年度の、「むし歯のない子」の表彰式が六月十日午後一時十五分から村文化センターで開かれました。

この表彰式は昨年から行われ、村内の保育所（五歳児）、小・中学校の児童、生徒を対象に昨年一年間に、歯科検診の結果、

▲表彰式のない子全員

表彰式では、該当した保育所四、小学生二十二、中学生十八合計四十四人の児童ら一人ひとりに、収入役から表彰状と記念品が手渡されました。

以下、受賞者は次

雑草の刈り払いに汗

—第13回村内総ぐるみ一斉清掃—



▲草刈機を使用しての作業(芝原地内)

「きれいな村は、私から、あ

なたから」をスローガンに、本年三日に行われました。

当日は朝から小雨が降つて、各地区の人々は雨合羽やヤッケを着用しての作業となりました。

今回、左記の方々から、御協

力を頂き、ありがとうございました。

(敬称略順不同)

▼社会福祉協議会へ

鈴木嘉行様(柏野)

十万円

宮川長太郎様(熊倉)

十万円

▼交通遺児育英基金として

(株)穗積製作所様(東京)

一百万円

日本たばこ産業様(株)

大型スタンダード灰皿

一基

に汗を流しました。また、不法に投棄されていた空容器やゴミは持参した肥料袋などに拾い集められ、またたく間に美しい環境となりました。

大半の地区は午前八時かわれた所もあり、一斉清掃を一か作業が開始されました。

左記の方々から心暖まるご芳志をいただきましたので、ここにご紹介すると共に感謝申し上げます。

▼灰皿

正木博幸様(西郷組、アオキ工業、鈴木工務店、芳賀設備、山本組、熊本

保育所児ら44人を表彰 「第2回虫歯のない子」

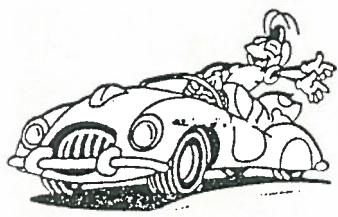
優子、鈴木哲也、五十嵐清和、敵恵。▼西郷二中＝貝森友一、鈴木光徳、鈴木博貴、米谷舞、須永和哉、青木弘文、佐川友理田村貴子。▼川谷小＝小高由紀。江、小野敬子、田巻陽一、石川真船栄作、湯浅奈津子、伊藤昌弘、都筑誠、仁平みゆき、菅谷

▼西郷一中＝蓬田宏、樽川聰、孝洋、高井秀敏、郡司知子。▼川谷中＝河合亮一。

一部組合。

工務店、菊池組、白河戸戸ボーリング、大高工務所、杉山建設、佐久間組、県南土建、鈴木土建、大石商店、西白河地方衛生処理





第10回村長杯ソフトボール大会試合結果

試合期間

昭和63年4月19日～6月29日

会場 折口原ソフトランド

参加数 31チーム

決勝トーナメント

一部リーグ

太陽の国



注：数字は点数

一部リーグ

- ▶ 優勝=太陽の国
- ▶ 準々=小田倉ソフトクラブ

二部リーグ

- ▶ 優勝=米ファイターズ
- ▶ 準々=信 越

道路は、私たちの生活を豊かにするためには、欠くことのできない基本的施設ですが、欧米諸国と比べると2分の1以下の整備水準であり、まだまだ遅れています。二十一世紀に向けて、急速な高齢化など国民生活を取り巻く環境の変化に対応して、真に豊かな国民生活を実現するためには、今こそ積極的な道づくりが求められています。

「空氣」のように、あまりに身近な存在であるため、その重要性が見過ごされがちな道路を、8月10日の「道の日」をきっかけにもう一度見直してみたいものです。

太陽の国
米ファイターズ

が優勝



身近な存在であるため、見過されています

歯が大切、食べる楽しみ
いつまでも

歯を失う原因はいろいろあります。むし歯と歯ぐきの病気がその主なものといえます。

壮年期以後に失う歯のほとんどは、いわゆる歯槽のうろうによるものといわれています。

歯ぐきの病気は大きくわけて歯肉炎と歯周炎の二つに分れます。歯肉炎は歯ぐきに炎症が生じたもので、歯ぐきは赤く腫れています。

- ①毎食後の正しい歯みがきをして、歯垢を取り除くこと。
 - ②歯科医師、歯科衛生士による定期的な歯石除去。
 - ③バランスの良い食生活。
- 以上の三つが、健康のためには共通の事項です。

8月10日は「道の日」

健康アラカルト

歯を磨いている時などに出血します。
歯周炎は歯ぐきに生じた炎症

が、更に進行して歯根膜や歯槽骨などにまで及んだもので、歯と歯ぐきの間にポケットが形成され、歯を支えている歯ぐきが消失します。そうなつてからでは、すでに遅しで、歯に異常がないのに歯を失うという残念なことになります。歯ぐきの疾患の原因は歯垢と歯石といわれています。

歯ぐきの健康づくりのために七日の七夕にちなんで、短さくにそれぞれ願いを込めて作られたもので、作品は八月に開かれる「仙台七夕」に引けを取らない？出来栄えとなりました。

七夕かざりは改札口附近に飾られ、乗降客から、「ワア、きれい」と感嘆した声が同かざりは八月七日まで飾られるとのことです。

新白河駅内 “七夕かざり”



国民年金

●国民年金に加入する人

必ず加入しなければ
ならない人

国民年金制度では、日本国内に居住する二十歳以上六十歳未満の人は、必ず国民年金に加入することになります。ただし、学生および海外に居住する日本人など一部の人々は希望によって加入することができます。これにより、国民年金の被保險者は次の三種類です。

金などに加入していない人、そして無職の人も、二十歳から六十歳未満の人は国民年金に加入しなければなりません。これらの加入者を第一号被保險者といいます。なお、第一号被保險者に該当したときや該当しなくなつたときは、役場に届出をする必要があります。

国民年金にも加入することになります。

なお、これらの人たちは、被用者年金の加入手続きをすれば、国民年金の手続きも行われることになりますので、自分で役場へ加入の届出をする必要はありません。

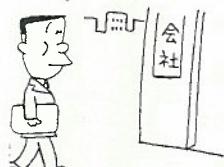


①第1号被保險者

日本国内に住んでいる農業、自営業はもとより、自由業などの給与所得者でない人、さらにサラリーマンであっても厚生年

厚生年金などの被用者年金制度に加入している人は、第二号被保險者といいます。

つまり、会社や役所、学校あるいは法人に勤めるサラリーマンは、厚生年金や共済組合に自動的に加入しますが、同時に国民年金にも加入することになります。



③第3号被保險者

厚生年金などの被用者年金制度に加入している人（第二号被保險者）に扶養されている配偶者で二十歳以上六十歳未満の人は、第三号被保險者になります。

その具体的な基準は、健康保険の被扶養者の基準を参考にして決められます。したがって、厚生年金の被保險者の配偶者でも、被扶養の配偶者でない場合、たとえば配偶者自身が自営業を営んでいて相当の収入がある場合は、第一号被保險者となります。

なお、第三号被保險者になるためには、役場に届け出なければなりません。



第3号被保險者関係事項	届書の種類
第1号被保險者→第3号被保險者 (結婚・夫就職)	種別変更届
第2号被保險者→第3号被保險者 (本人離職等)	種別変更届
第3号被保險者→第1号被保險者 (夫離職・離婚等)	種別変更届
第3号被保險者→第2号被保險者 (本人就職等)	種別変更届
第3号被保險者→国年無資格者	資格喪失届
第3号被保險者→第3号被保險者 (夫転職などで加入制度変更)	種別確認届

● 国民年金の 保険料

第一号被保険者や任意加入被保険者が納める保険料の額は、昭和六十三年四月から六十四年三月まで月額七、七〇〇円です。

所得が低くて保険料を納められない人には、保険料の納付が免除される制度があります。保険料が免除された人でも、後さかのぼって十年以内の期間に

保険料の免除制度

二十歳以上六十歳未満の人には、
 ① 海外に居住する日本国民 ② 学生 ③ 被用者年金制度の老齢（退職）年金を受けられる人は、国民年金の被保険者（第一号被保険者、第二号被保険者および第三号被保険者）から除外されていますが、希望すれば加入することができます。また、六十

歳以上の人でも年金の受給資格期間を満たせない人や過去に保険料の未納期間があり、満額の老齢基礎年金を受けるには保険料納付済期間が不足している人は、六十五歳になるまで任意加入し、保険料を納めることができます。

二十歳以上六十歳未満の人は、
 ① 海外に居住する日本国民 ② 学生 ③ 被用者年金制度の老齢（退職）年金を受けられる人は、国民年金の被保険者（第一号被保険者、第二号被保険者および第三号被保険者）から除外されていますが、希望すれば加入することができます。また、六十

歳以上の人でも年金の受給資格期間を満たせない人や過去に保険料の未納期間があり、満額の老齢基礎年金を受けるには保険料納付済期間が不足している人は、六十五歳になるまで任意加入し、保険料を納めることができます。

**希望すれば加入で
きる人**

これから保険料の額

10年内なら
追納ができる

また、保険料の納め忘れを防ぐため、銀行など金融機関の自動口座振替によって納付する方法もあります。

警察官、交通巡視員を募集します

警察官 (B) 約十五名
交通巡視員(高校卒程度)若干名
募集します



保険料の前納制度

第一次試験期日
八月一日(月)～八月三十一日(水)

保険料は一年分、または一定期間分をまとめて前納しますと、年利五・五%の率で割引きになります。保険料の有利な納付方

法ですので、ご利用をお勧めします。前納の時期や期間について保険料を納めること（追納といいます）ができます。追納する保険料の額は、昭和六十年三月までの分は、保険料免除を受けた当時の保険料額です

が、昭和六十二年四月からの分は、保険料免除を受けた当時の保険料の額に経過期間に応じて決められた額が加算されます。



受験資格
• 警察官 (B)

昭和三十六年4月一日から昭和四十六年4月一日までの間

生まれの男子（学校教育法による大学（短期大学を除く。）又はこれに準ずる学校を卒業した者、又は昭和六十四年三月までに卒業する見込みの者を除く。）

昭和四十年四月一日から昭和四十六年四月一日までの生まれの女子（学歴は問いません。）

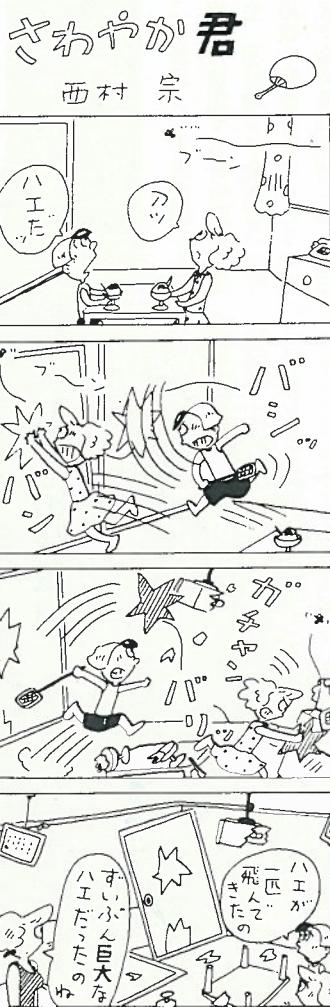
• 交通巡視員

昭和四十年四月一日から昭和四十六年四月一日までの間

詳しいことは、最寄りの駐在所

保険料は、各月ごとに翌月末日が納期限です。役場から送られてくる納付書などにより、役場またはその指定する機関（銀行や農協などの金融機関）で納めます。

○ 甲子高原 (二二五一六四七)
○ 熊倉 (二五一一〇一〇)
○ 西郷 (二五一一〇一〇)
又は、白河警察署 (二三三一三一二一)へお問い合わせ下さい。



行政相談 お気軽に ご相談ください

「国、県、市町村の委任」、又は、「補助金を受けて行っている仕事」に対する意見、諸届出、申請手続、生活のことなどで困っていることがありましたら、當時、自宅において相談に応じておりますのでお気軽にご相談下さい。

相談の内容は、すべて秘密に取り扱います。(面談、電話、手紙のいずれでも結構です。)

安心して生活できる住み良い郷土を造るため、みなさんの相談をお待ちしております。

行政相談員 安部正英 ☎(25-3655)

電気の安全、使うあなた

が主役です

8月は電気使用安全月間です。感電災害は、7月から9月の3カ月に集中して発生しています。夏場は皮膚の露出部分が多く、発汗によって皮膚がぬれるなど、人体の抵抗は小さくなつて電気が通りやすくなります。

また、夏場は疲労から注意力が散漫となりがちなので、この点からも、毎年8月に通商産業省の主唱のもと電気使用安全運動が全国一斉に行われます。

感電災害を防止するには、不良の電気設備をなくし、みんなで電気の取扱いに注意することが必要です。 (財)東北電気保安協会

理解とご協力をお願いします。

▶実施期間 8月1日～31日。

▶実施内容

- (1)違名屋外広告物の調査・指導。
- (2)違法屋外広告物の除却。
- (3)屋外広告関係法令の周知。

▶実施機関 県建設・土木事務所

▶協力機関 国・市町村

▶問い合わせ先

白河建設事務所総務課行政係

☎ (0248-22-2111 内線 304)

バス利用の

みなさんへ

東野交通(株)では、従来、村内(白河～原中～栃木県方面)へのバスの乗り入れ事業を行っていましたが、本年、8月1日から運行が会社都合により、廃止されることになりました。

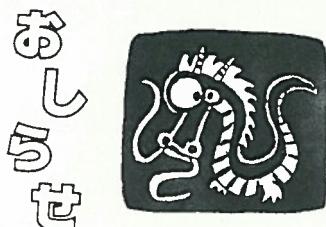
現在、同交通のバスを利用されている方は、今後、原中方面から白河間を運行するバスは福島交通(株)のみとなりますので、バス時刻等を確認の上、くれぐれも注意されて乗車して下さい。

今月の納税

村 県 民 税 2期

国民健康保険税 2期

国民年金保険料 5期



8月は屋外広告物をきれい

にする運動、月間です

屋外広告物とは……

當時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものをいいます。看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板などはその代表的なものですが、のぼりやアドバルーン、ネオンサインなども屋外広告物になります。

営利目的の商業広告ばかりではなく、催し物用などの広告物も含まれますが、街頭で配られるチラシやバスの中、駅構内に表示掲出された広告物は含まれません。

●県では、屋外広告物法及び福島県屋外広告物条例に基づき、美しい自然景観や街並みの美観を守るために、違法に設置されたり汚損・放置された看板類の取締り等に日々から努めていますが、特に毎年8月を「屋外広告物をきれいにする運動」月間とし、本年も次のとおり実施しますので、皆様のご

村営住宅入居者(募)集

村では下記の住宅の入居者を募集しております。

記

住宅名 新川谷団地1戸

構 造 木造平家建

種 別 第2種

部屋数 3部屋

家 貸 月額25,000円

敷金は家賃の2カ月分で、共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

※申込用紙は村役場建設課☎(25-1111内線353)にあります。
尚、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。